

## 手稲区防災カルテ作成業務に関する質問及び回答

No.	受付日	回答日	質問内容	回答
1	10月3日	10月3日	設計書に冬季補正の記載がございませんが、冬季補正は無いということでしょうか。	冬季補正については、札幌市設計業務等積算基準に基づき、本業務の入札（開札）が10月に行い、全屋外作業（外業）期間に占める冬期間（11月1日から3月31日までの期間）が全工期日数の2分の1を超えないため、対象としておりません。